

USPTO、三段トラック構想における迅速トラック（トラックⅠ）の施行日を公表  
－5月4日スタート、同日以降に出願されたものが対象－

2011年4月6日  
JETRO NY 中楨

米国特許商標庁（USPTO）は4日、いわゆる三段トラック構想の迅速トラック（Fast-Track：トラックⅠ）による手続を5月4日から開始すると公表した<sup>1</sup>。

三段トラック構想とは、特許審査の着手時期（タイミング）に関して、通常のケースである通常トラック（トラックⅡ）に加え、手数料を支払うことを条件に迅速な審査が得られる迅速トラック（トラックⅠ）、及び、最大30ヶ月の間、審査開始を繰延可能な遅延トラック（トラックⅢ）を創設し、出願人に審査着手時期の選択肢を与えるもの。昨年6月に原案が公表<sup>2</sup>されて以来、その導入の是非や外国出願の取扱い等を巡って米国のみならず諸外国の知財コミュニティーを巻き込んで議論となっていた。また、本年2月には、その導入に対して支持する意見が圧倒的であった迅速トラック（トラックⅠ）のみを先行導入するプランがUSPTOにより公表され<sup>3</sup>、3月7日を期限にパブリックコメントが求められていたところ。

今般の公表によれば、迅速トラック（トラックⅠ）の施行日は5月4日であり、同日以降に出願されたものが対象となる。まずは2011年度末（～9月30日）まで、10,000件の上限を設けて実施するとのことであり、遅延トラック（トラックⅢ）についても同年度末までに開始予定の由。

迅速トラック（トラックⅠ）による手続の概要・要件は以下のとおり。

- 特許出願時にのみ申請可能。
- 申請料は\$4,000<sup>4</sup>。議会による法的措置が行われた場合には、小規模事業者（small entity）に対して50%の減額も可能となる（その場合の申請料は\$4,800を予定）。出願時には、①出願手数料\$1,090（基本出願料\$330、調査手数料\$540、審査手数料\$220）、②申請料\$4,000、③処理手数料\$130、及び④

<sup>1</sup> [USPTOのプレスリリース、フェデラルレジスター（官報）](#)（PDF）

<sup>2</sup> [100604【米国IP情報】USPTO、審査着手時期の三段トラック構想を提案（パブコメ募集）](#)（PDF）参照

<sup>3</sup> [110204【米国IP情報】USPTO、三段トラック構想に関する修正案を発表（パブコメ募集）](#)（PDF）参照

<sup>4</sup> 当該手数料は、トラックⅠの処理に必要な新規審査官の採用その他の必要なリソースを確保するために必要なコストをカバーするためのものであり、トラックⅠ採用による通常審査の遅延などの影響は与えないとしている。

公開手数料<sup>5</sup>\$300の支払いが必要であり、それらを合計した額は\$5,520（小規模事業者の場合には②以外は減額あり。総額は\$4,892となる）。

- 迅速トラック審査の資格を得た案件は、最終処分が行われるまで、特別な審査待ちの棚（スペシャル・ドケット）に置かれ、原則として資格を得た日から最終処分までに要する期間を12ヶ月以内とする。
- 対象となる特許出願は、規則改正が施行された日（5月4日）以後に出願されたもの（継続出願を含む。国際出願、意匠特許出願、再発行出願、仮出願は対象外）。
- 電子出願（EFS-Web）されたものに限られる。
- 独立請求項は4つまで、全体の請求項で30までの出願に限定する。補正によりかかる要件を超える記載となった場合には、迅速トラック審査の資格を失う。
- 応答期間の延長申請は可能であるが、かかる申請に伴って迅速トラック審査の資格を失う。

（了）

---

<sup>5</sup> 要件を満たす場合には、通常どおり非公開請求も可能。